ひとり親家庭のためのお金の話(概要)

武蔵野市 子ども子育て支援課

※ この資料は概要版のため、省略している部分があります。 制度の詳細は武蔵野市ホームページをご覧ください。

目次

ひとり親とは…誰が対象?	2ページ
この資料で説明する4つの制度	3ページ
助成の内容(現金の振込)	4ページ
最大で受け取れる額	5ページ
親医療証の発行	
親医療証の使い方	7ページ
Q. たくさん稼いでいても、ひとり親なら医療証やお金をもらえるの? —	8ページ
所得とは?	
・ 所得判定の対象になる人	
所得がいくらならOK?(所得制限額)	
Q.一度離婚したあと、別の人と再婚したり、同棲したらどうなるの? ——	— 16ページ
Q.どうすれば医療証やお金を受け取れるの?	— 17ページ
問合せ先	— 18ページ

1/18

ここまで約3分

ひとり親家庭とは…誰が対象?

0~18歳(または20歳)の子どもの面倒を見ている 子どもの父または母が、次のいずれかの状態にある人。

離婚した





・未婚で出産した



・死別した





・重度の障害がある





父と母のどちらかに 重い障害あり



この資料で説明する4つの制度



児童扶養手当

児童育成手当

住宅費助成 (武蔵野市のみの制度) → 決まった月にお金が振り 込まれる



親医療証の発行



助成の内容(現金の振込)







児童扶養手当

申請した翌月分から。月額5,370円~(※令和6年4月1日現在)

- 所得、子どもの人数によって変わる。(所得が多いほど手当が少なくなる)
- 年金額によって変わる。(受給している年金が多いほど手当が少なくなる)
- ひとり親になってからの年数によって手当額が半額になる場合がある。

児童育成手当 (東京都内のみ)

申請した翌月分から。児童1人につき月額13,500円

ひとり親家庭等 住宅費助成

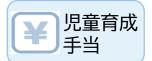
(武蔵野市内のみ)

申請した月分から。月額10,000円まで

- ・ 武蔵野市内に6か月以上住んでいて、本人名義で民間の賃貸住宅を借りている方のみ。
- URは対象外。他の公的住宅費助成・補助との併給不可。

最大で受け取れる額







※ 令和6年4月時点

例)1年前から武蔵野市内の民間の賃貸住宅に、自分名義で契約して住んでいる。 2か月前に離婚した。自分と18歳未満の子どもだけで暮らしている。 去年もおととしも全く収入がない。年金も受給していない。



子ども1人 月額最大69,000円まで

住宅費助成 月額10,000円まで

児童育成手当 月額13,500円

児童扶養手当 月額45,500円まで

子ども2人 月額最大93,250円まで 住宅費助成 月額10,000円まで 日常会は毛半 日額12,500円 メ 3

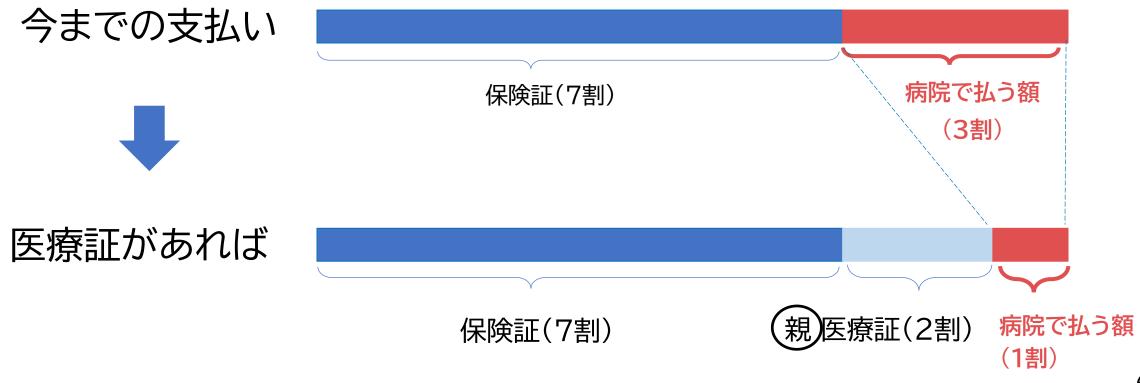
児童育成手当 月額13,500円 × 2人分

児童扶養手当 月額56,250円まで

(1人目45,500円+2人目10,750円)



申請した日の分から、受給者本人が医療機関で支払う医療費が 少なくなる(保険診療分のみ適用)



親医療証の使い方(東京都内のみ)

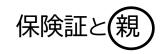






病院や調剤薬局の受付で、健康保険証と一緒に(親)医療証を出す







病院や調剤薬局での支払いは自己負担分のみとなる(都内提携医療機関の場合)



の場合



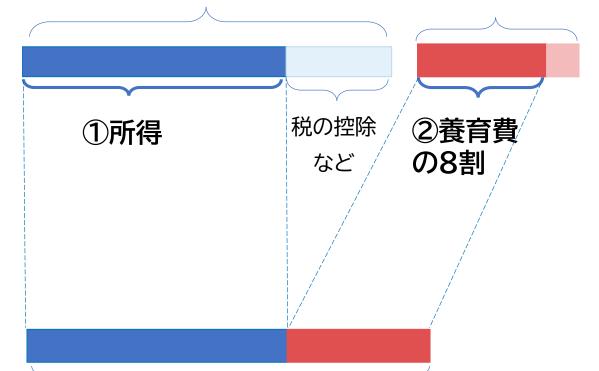




A.所得(養育費含む)が制限額以上の場合は支給対象外

給与などの額面上の収入(年額) 養育費(年額)

所得とは?



- ・給料などで支払われた収入から、控除を引いた後の金額(①)。
- ・相手から受け取った養育費の8割分(②)も所得に追加して計算。

所得判定の対象になる人











申請者本人



同じ住所に住んでいる 親族 (2親等以内)



合算<u>しない</u>!

本人・親族 の所得の

どちらか一方が制限額以上の場合、

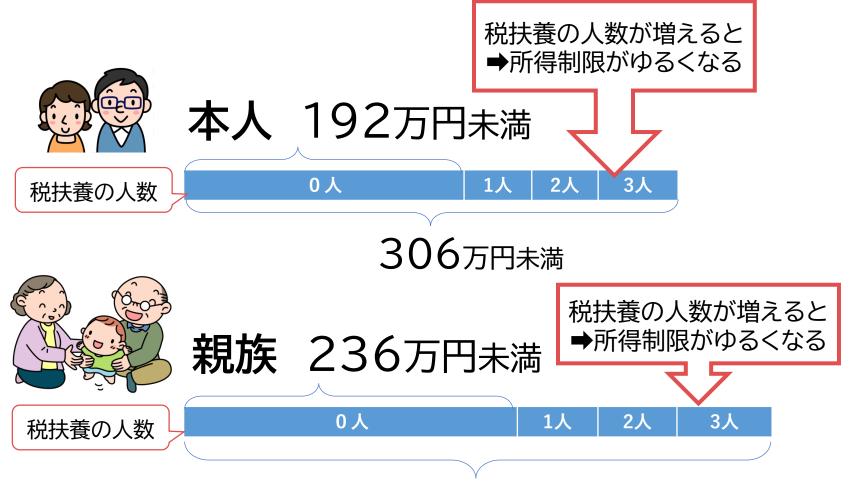
支給されない。

所得がいくらならOK?(所得制限額)









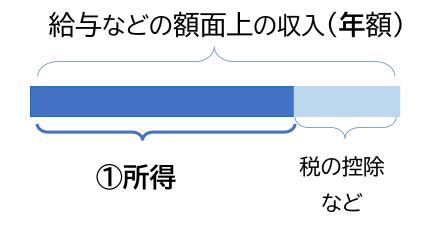


児童育成手当

の場合



A.所得が制限額以上の場合は支給対象外



①が制限額におさまっているか判定

所得とは?



- ・給料などで支払われた収入から、控除を引いた後の金額(①)。
- ・児童育成手当のみ養育費を算定しない。

所得判定の対象になる人





申請者本人



本人の所得が制限額以上の場合、 支給されない。

所得がいくらならOK?(所得制限額)





Q.離婚したあと、再婚したり、 同棲したらどうなるの?











A.こんなときは、制度の対象外

- ・児童が父と母の両方に面倒を見られている
 - 週に4日 週に3日

- 再婚した
- ・事実婚の状態(異性と同居など)



• 児童が**施設に入所**した

- 児童が里親に預けられた
- ※ 制度ごとに年に1度、要件に該当しているかの審査(現況の審査)あり。

Q.どうすれば医療証やお金を 受け取れるの?











A.申請が必要

申請場所

(窓口の場合)

武蔵野市役所 3階 子ども子育て支援課 手当医療係

※各市政センターでは申請できません

持ち物

(窓口の場合)

- **身元確認**ができるもの(運転免許証、マイナンバーカード等)
- ・戸籍謄本(申請者本人と子どもの分。ひとり親になった事由と日付 が入っているもので、発行から1か月以内のもの。)
- ・申請者本人の振込先口座がわかるもの
- ・保険証(申請者本人と子どもの分)
- 住居の賃貸借契約書(住宅費助成を申請する場合のみ)
- ※ その方の状況に応じて他にも書類が必要になる場合あり

資料は以上です。 ご覧いただきありがとうございました。

問合せ先

〒180-8777 武蔵野市緑町2-2-28 武蔵野市役所3階 子ども子育て支援課 手当医療係 電話:0422-60-1963